

千葉県報

定例
令和8年10月2日

主要目次

告示	―
救急病院の認定	―
救急病院及び救急診療所の認定	―
救急病院の申出の撤回	―
漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間	一
公告	一
一般競争入札（土地及び建物の売却）の実施	二
環境影響評価書の送付及び縦覧	三
特定調達公告	四
入札公告（二件）	四
落札者等の公告	四

告示

千葉県告示第五百二十一号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する医療機関として救急業務に協力する旨の申出があった次の病院を救急病院と認定した。

令和八年十月二日

千葉県知事 熊谷 俊人

名称	所在地	認定の有効期限
千葉市立幕張海浜病院	千葉市美浜区若葉三丁目一番地二七	令和十一年九月三十日

千葉県告示第五百二十二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する医療機関として救急業務に協力する旨の申出があった次の病院及び診療所を救急病院及び救急診療所と認定した。

令和八年十月二日

千葉県知事 熊谷 俊人

名称	所在地	認定の有効期限
----	-----	---------

医療法人社団周晴会 鈴木病院	君津市上二三八番地	令和十一年九月三十日
木更津心臓血管クリニック	木更津市長須賀一、七八四番地	〃

千葉県告示第五百二十三号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する救急業務に協力する旨の申出の撤回があった。

令和八年十月二日

千葉県知事 熊谷 俊人

名称	所在地
千葉市立海浜病院	千葉市美浜区磯辺三丁目三一番一号

千葉県告示第五百二十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則（令和二年千葉県規則第六十一号）第十一条第二項の規定により、かじき等流し網漁業につき、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和八年十月二日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 制限措置の内容
- 漁業種類
- かじき等流し網漁業
- 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
- 三隻
- 船舶の総トン数
- 二百トン未満
- 推進機関の馬力数
- 定めなし
- 作業区域
- 総トン数十トン以上の船舶にあつては漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）別表第一のかじき等流し網漁業の項の中欄第四号に掲げる海域のうち千葉県海面、総トン数十トン未満の船舶にあつては同省令別表第十一に掲げる海域を除く千葉県海面
- 漁業時期

十一月十五日から翌年五月三十一日まで

7

漁業を営む者の資格

千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十五号）第一条第九項に規定する主たる根拠地をいう。）が千葉県の区域にある者

許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和八年十月二日から十一月一日まで

公告

一般競争入札（土地及び建物の売却）の実施

次のとおり一般競争入札に付する。

令和八年十月二日

千葉県知事 熊谷 俊人

入札に付する土地及び建物の所在等

物件 番号	1	千葉市若葉区若松町四二〇番三				2	千葉市美浜区幸町一丁目三八番二				3	印西市木下字樽場一、七四六番九		4	長生郡白子町中里字南塩場四、五六五番三一		5	香取郡多古町多古字高野前二、五九〇番一		6	千葉市若葉区加曽利町一、五三六番五、一、五三六番六及び	
		宅地					宅地					宅地			雑種地			宅地				
		五、一九二・二二㎡					一、六五一・七一㎡					一、〇七〇・六六㎡			二六六・八一㎡			五七八・一九㎡			一、六七〇・五八㎡	
		最低売却価格					二〇六、〇〇〇円					六、四〇八、〇〇〇円			三、〇七〇、〇〇〇円			二、七二〇、〇〇〇円			八、四五〇、〇〇〇円	
		共同住宅					共同住宅					共同住宅			共同住宅			共同住宅			共同住宅	
		一、七三九・二五㎡					七七九・七〇㎡					一七六・四〇㎡			二六六・八一㎡			五七八・一九㎡			一、六七〇・五八㎡	
		八・七五㎡					七七九・七〇㎡					一七六・四〇㎡			二六六・八一㎡			五七八・一九㎡			一、六七〇・五八㎡	
		八・七五㎡					七七九・七〇㎡					一七六・四〇㎡			二六六・八一㎡			五七八・一九㎡			一、六七〇・五八㎡	
		八・七五㎡					七七九・七〇㎡					一七六・四〇㎡			二六六・八一㎡			五七八・一九㎡			一、六七〇・五八㎡	
		八・七五㎡					七七九・七〇㎡					一七六・四〇㎡			二六六・八一㎡			五七八・一九㎡			一、六七〇・五八㎡	
		八・七五㎡					七七九・七〇㎡					一七六・四〇㎡			二六六・八一㎡			五七八・一九㎡			一、六七〇・五八㎡	
		八・七五㎡					七七九・七〇㎡					一七六・四〇㎡			二六六・八一㎡			五七八・一九㎡			一、六七〇・五八㎡	
		八・七五㎡					七七九・七〇㎡					一七六・四〇㎡			二六六・八一㎡			五七八・一九㎡			一、六七〇・五八㎡	
		八・七五㎡					七七九・七〇㎡					一七六・四〇㎡			二六六・八一㎡			五七八・一九㎡			一、六七〇・五八㎡	
		八・七五㎡					七七九・七〇㎡					一七六・四〇㎡			二六六・八一㎡			五七八・一九㎡			一、六七〇・五八㎡	
		八・七五㎡					七七九・七〇㎡					一七六・四〇㎡			二六六・八一㎡			五七八・一九㎡			一、六七〇・五八㎡	

一、五三七番三

事務所

二九・八〇㎡

7

四街道市大日字緑ヶ丘四八五番五

宅地

二、七二五・二〇㎡

共同住宅

一、二七六・八〇㎡

プロパン庫

六・六八㎡

ポンプ室

八・八七㎡

共同住宅

六三一・七七㎡

宅地

三二六・三五㎡

宿舎

四六・三七㎡

8

南房総市千倉町平磯字鳥嶋二、一七九番二

山林

三、五〇二・一九㎡

共同住宅

一、五二五・四四㎡

共同住宅

一、〇三〇・三二㎡

機械室

九・五六㎡

宅地

一、二四五・七四㎡

共同住宅

五二二・二〇㎡

9

野田市宮崎新田字中畔ヶ谷八二番五及び八二番九

共同住宅

一、二二三、〇〇〇円

10

香取市佐原字粉名口ロ二、五二九番三

宅地

一一、六八〇、〇〇〇円

二

入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員でない者であること。

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でない者であること。

3 契約条項及び入札心得書を示す場所並びに問合せ先 千葉市中央区市場町一番一号 千葉県総務部資産経営課（県庁南庁舎一階） 電話〇四三（二二三）二〇七八

四 入札保証金及び納付方法

1 入札保証金 納付するものとし、その額は、見積金額の百分の五以上とする。

2 納付方法 入札をする前に千葉県財務規則（昭和三十九年千葉県規則第十三号の二）第四十七条に規定する納付書兼領収書により千葉県指定金融機関等に納付する。

五 入札書の提出方法 入札書の提出方法は、簡易書留による郵送又は持参によるものとする。

六 入札期間及び受付場所

1 入札期間 令和八年十一月十七日（火曜日）から二十四日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、郵送による入札書の受領期限は、同日の午後五時とする。

2 受付場所 千葉県総務部資産経営課（県庁南庁舎一階）		七 開札の日時及び場所 一の物件ごとに次のとおりとする。	
物件 番号	日 時	場 所	
1	令和八年十二月十四日（月曜日）午前十時	千葉県庁南庁舎 一階健康福祉部 会議室	
2	令和八年十二月十四日（月曜日）午前十一時		
3	令和八年十二月十四日（月曜日）午後一時三十分		
4	令和八年十二月十四日（月曜日）午後二時三十分		
5	令和八年十二月十四日（月曜日）午後三時三十分		
6	令和八年十二月十五日（火曜日）午前十時		
7	令和八年十二月十五日（火曜日）午前十一時		
8	令和八年十二月十五日（火曜日）午後一時三十分		
9	令和八年十二月十五日（火曜日）午後二時三十分		
10	令和八年十二月十五日（火曜日）午後三時三十分		
八 建物の内覧の実施 事前に参加の申込みがあった場合に限り、次に掲げる物件について次のとおり内覧を実施するので、参加を希望する者は、令和八年十月二十八日（水曜日）の午後五時までに、三の問合せ先に電話で申し込むこと。			
物件 番号	日 時	場 所	
1	令和八年十月二十九日（木曜日）午前十時三十分	所在地において 行う。	
2	令和八年十一月五日（木曜日）午前十時三十分		
6	令和八年十月二十九日（木曜日）午後二時		
7	令和八年十一月五日（木曜日）午後二時		
8	令和八年十一月二日（月曜日）午後二時		
9	令和八年十一月六日（金曜日）午後二時		
10	令和八年十月三十日（金曜日）午後二時		
九 その他			
1 入札参加上の注意 入札は、入札心得書による所定の入札参加申込書（兼）入札保証金提出書に、四による入札保証金に係る納付書兼領収書を貼り付け、必要な書類を添付して行うこと。なお、ファクシミリ、電子メール等による入札は、認めない。			
2 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。			
3 契約の不履行 落札者が正当な理由なく契約を履行しなかったときは、その事実があった後一定期間一般競争入札に参加できないことがある。			
4 契約書の作成の要否 要			
5 代金の支払方法 売買契約の締結と同時に契約保証金として売買代金の百分の十以			

上を納付し、売買代金と契約保証金との差額を県が発行する納入通知書によりその発行日の翌日から起算して三十日以内に支払う。			
6 その他 詳細は、一般競争入札案内書及び入札心得書による。			
環境影響評価書の送付及び縦覧 千葉県環境影響評価条例（平成十年千葉県条例第二十六号）第二十五条の規定により、習志野市から廃棄物焼却等施設の新設（習志野市新清掃工場建設事業）に係る環境影響評価書の送付があった。			
その事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地、対象事業の名称、種類及び規模、対象事業実施区域、関係地域の範囲並びに関係図書の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間は、次のとおりである。			
令和八年十月二日			
千葉県知事 熊谷 俊 人			
一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 習志野市 習志野市長 宮本泰介 習志野市鷺沼二丁目一番一号			
二 対象事業の名称、種類及び規模 習志野市新清掃工場建設事業 廃棄物焼却等施設の新設 一日当たりの処理能力百六十八トン			
三 対象事業実施区域 習志野市芝園三丁目二番一号及び二号			
四 関係地域の範囲 千葉市、船橋市及び習志野市			
五 関係図書の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間 1 縦覧場所 千葉県環境生活部環境政策課並びに千葉市環境局環境保全部環境保全課、花見川区役所総務課及び美浜区役所総務課、船橋市環境部環境政策課並びに習志野市都市環境部環境政策室新清掃工場建設課			
2 縦覧期間 令和八年十月二日から十六日まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第一号）第一条に規定する県の休日を除く。）			
3 縦覧時間 午前九時から午後五時まで			
特 定 調 達 公 告			
この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。			

入札公告

別冊のとおり一般競争入札に付する。

令和 8 年 1 0 月 2 日

千葉県知事

熊 谷 俊 人

入札公告

別冊のとおり一般競争入札に付する。

令和 8 年 1 0 月 2 日

千葉県企業局長

横 山 尚 典

落札者等の公告

別冊のとおり落札者等について公告する。

令和 8 年 1 0 月 2 日

千葉県知事

熊 谷 俊 人

購読料 本号（別冊を含む。） 一部 四八円

発 行 者 千葉市中央区市場町一番一号

千 葉 県

購読申込先

〇四三（二二三）二六五八